

第3章 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定

1. 地震発生時に通行を確保すべき道路の基本的考え方

(1) 地震発生時に通行を確保すべき道路とは

地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧など広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に設定される道路である。

(2) 熊本県指定による緊急輸送道路

「熊本県建築物耐震改修促進計画」では、「熊本県地域防災計画」において緊急輸送道路ネットワーク計画における1次、2次緊急輸送道路を緊急輸送道路として位置づけている。

(3) 本町内における地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時に通行を確保すべき道路として、県指定の緊急輸送道路を軸として、極力、町内の各避難場所に物資を輸送する道路の設定を行う。

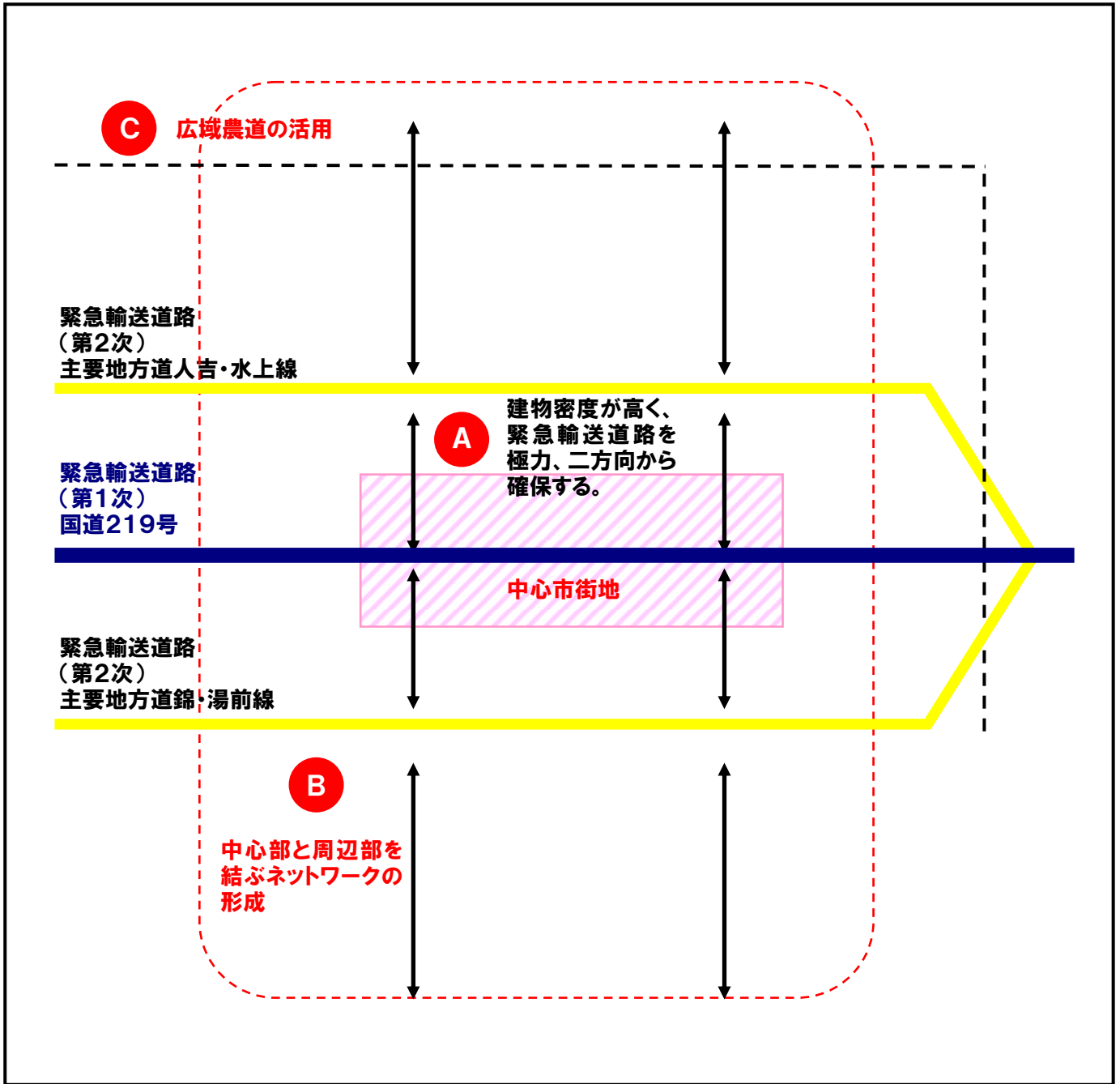
【本町内における地震発生時に通行を確保すべき道路の考え方】

- ①熊本県指定による緊急輸送道路を骨格として、本町全体の主な避難場所をネットワークで
きるよう検討
- ②中心部と周辺部に分けて検討
- ③中心部は、避難場所に2方向からアクセスまたはループを形成できるよう検討
- ④周辺部は、県指定の緊急輸送道路から主な避難場所までのアクセスを保つよう検討。特に
東西方向に県指定道路が通っており、町指定では、南北方向のネットワークを形成するよ
うに検討

【ブロック塀等安全確保支援事業の対象として定める道路について】

地震時にブロック塀等が倒壊することにより、人的被害の恐れや避難路の閉鎖による避難、救急活動の妨げになるため、すべての道路についてブロック塀等の安全確保対策に取り組むものとする。

以下、模式的に表示



図一13 地震発生時に通行を確保すべき道路の模式図

A. 中心市街地周辺の様子



写真一営農センター（国道 219 号沿道）



写真一多良木町体育館



写真一国道 219 号

B. 中心部と周辺部のネットワークの様子



写真一黒肥地小学校入口



写真一黒肥地小学校全景

C. 広域農道活用の様子



写真一八日原運動公園野球場



写真一八日原運動公園テニスコート周辺

2. 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定

地震発生時に通行を確保すべき道路のネットワーク図を下記に示す。

図-14 地震発生時に通行を確保すべき道路ネットワーク図

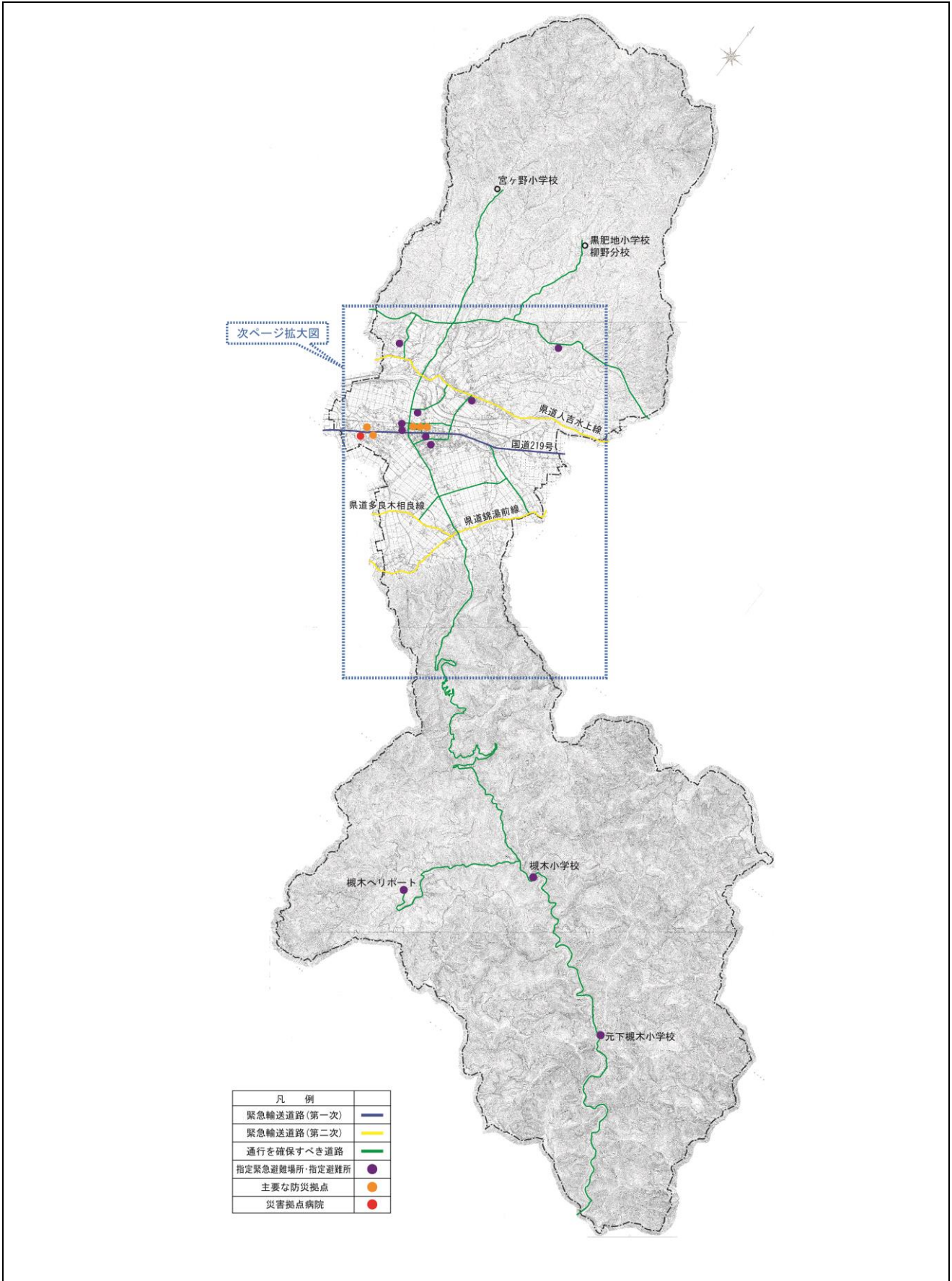


図-15 地震発生時に通行を確保すべき道路ネットワーク図（市街地拡大図）

